宮 監 公 表 第 ４ ９ 号
令和４年１２月２７日

宮崎市監査委員　　阪　元　　勇
宮崎市監査委員　　松　浦　史　典
宮崎市監査委員　　日　髙　　透
宮崎市監査委員　　山　口　俊　樹

定期監査措置状況の公表について

令和４年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第 199 条の規定に基づき、公表します。

記

１　監査の対象部課等
　農政部

２　講じた措置の内容
　別紙のとおり

（報告様式１）

令和４年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和４年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

（監査対象部署：農政部）

指摘事項及び意見の内容	措置状況
【指摘事項】 （農業振興課） （１）令和３年度中部地区茶業協議会表彰式における特別賞（宮崎牛消費券）の購入について、執行伺書の決裁日よりも前に見積書を徴し、納品まで完了していた。 ・執行伺書　起案日：令和４年２月16日 　　決裁日：令和４年２月18日 ・見積書　提出日：令和４年２月16日 ・契約締結伺　起案日：令和４年２月16日 　　決裁日：令和４年２月18日 ・納品　確認日：令和４年２月16日	（１）執行伺書の決裁日の確認不足により、書類整備が不十分であった。財務関係の書類の確認について、必ず決裁日を確認し、支出命令等の処理を行うよう担当者は事務処理を徹底する。また、担当者とそれ以外の者とによるチェックを行い、それを担当係長が確認をしたのち、決裁時に決裁者ごとに確認をすることとした。
（２）令和３年度の宮崎市農業経営収入保険加入促進事業補助金について、次のような不備があった。	（２）補助金関係書類について、関係法令の確認が不十分であった。
・交付申請書兼実績報告書について、収受はされているものの、供覧されていなかった。（全件）	・提出された実績報告書について、係員に供覧するよう係長から指導し、担当者とそれ以外の者によるチェックを行うこととした。
・交付申請書兼実績報告書に提出日の記入がないものがあった。（２件）	・書類を受け付ける際に、提出日を記載させるよう担当係長は指導し、担当者とそれ以外の者によるチェックを徹底することとした。
・交付決定通知書兼確定通知書の交付決定（確定）日より前に請求書を受領していた。（全件） 交付決定（確定）日：令和４年３月29日 請求書受領日：令和４年３月25日	・負担行為などの財務関係の処理については、必ず決裁日を確認し、支出命令の処理を行うよう担当者は事務処理を徹底する。また、請求書等の受付書類については、担当者とそれ以外の者とによ

	るチェックを行い、それを担当係長が確認をしたのち、決裁時に決裁者ごとに確認をすることとした。
（３）令和３年度のファクシミリ賃借料（再リースR3.11.1～R4.6.30分）について、見積書を提出させないまま契約締結していた。	（３）見積書の添付について、契約締結伺の際に添付することの確認が不足していた。必要書類の漏れがないか担当者とそれ以外の者とによるチェックを行い、それを担当係長が確認をしたのち、決裁時に決裁者ごとに確認をすることとした。
（４）令和３年度の備品の処分料（ブラウン管テレビの家電リサイクル料金）に係る支出について、資金前渡により現金振込を行う際、不足した振込手数料を一旦、農業振興課職員互助会費で立て替えていた。	（４）備品の処分料に係る支出について、支払総額のうち不足した振込料金について、公金で支出すべきところ本課互助会費で支出しており認識不足であった。今後は、標記処分料について予算から支出すること、また準公金について取扱規程に基づき支出するよう職員間で再確認をし、今後は適正な管理を行うこととした。
（５）令和３年度の宮崎市ふるさと農産加工センター自動販売機電気使用料（６月分）の調定書について、課長専決事項であるにもかかわらず、課長補佐までの決裁となっていた。	（５）課長の決裁印が漏れていた。担当者は、決裁書類が戻ってきたときに決裁者の押印に漏れがないか確認をすることとした。
（６）宮崎市ふるさと農産物加工センター自販機電気料について、施設の電気契約が使用電力量に応じて段階的に単価が変動する料金体系である場合は、施設全体の電力料金を総使用電力量で除した単価により算定すべきところ、子メーターの計測値を元に当該月の単価を決定していた。	（６）誤った算定方法で計算をしており認識不足であった。令和３年４月分から令和４年８月分までの当該自販機電気料について、遡って正しい計算方法で算定しなおし、差額で発生した電気料金について、令和４年11月14日に納付確認が完了した。今後は適正な算定方法の使用、また、担当係でチェック票を作成し管理することとした。

（森林水産課） （１）指定管理について、次のような不備があった。 ①　令和３年度及び令和４年度の指定管理業務に係る事業計画書、業務報告書又は事業報告書について、文書規程に定められた収受登録が行われていないため、基本協定書に定められた期限内に提出されたか確認できないものや期限を超えて提出されているものがあった。 【宮崎市椿山森林公園】 ・R3、R4 事業計画書（前年度の 10 月末日まで）： 文書受付印なし ・R3、R4 業務報告書（毎月 10 日まで）： 文書受付印なし、又は収受日が 11 日以降 【宮崎市自然休養村センター】 ・R4 事業計画書（前年度の 10 月末日まで）： 文書受付印なし ・R3、R4 業務報告書（毎月 10 日まで）： 文書受付印なし、又は収受日が 11 日以降 ・R3 事業報告書（年度終了後 60 日以内）： 文書受付印なし	（１） ①指定管理業務に係る指定管理者からの報告書関係について、提出期日が決められているにもかかわらず、受付印の押印がないため、定められた期限内に提出されたものか確認できないという不備があった。書類の確認について、担当者とそれ以外の者とによるチェックを行い、それを担当係長が確認をしたのち、課内で回覧を行い、書類の提出があったかどうかのチェックを行う。
②　令和３年度の宮崎市自然休養村センターの指定管理業務に係る法人決算書について、基本協定書第 22 条には、「乙の構成員は、各構成員の事業年度の決算が確定した後、速やかに法人の決算書及び関係書類（法人でない場合にはこれに準ずる書類）を甲に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、乙の構成員に関する決算書は提出されておらず、指定管理業務に係る「課税取引金額計算表作成用」が提出されていた。 また、「課税取引金額計算表作成用」は、文書規程に定められた収受登録が行われていないため、基本協定書に定められた期限内に提出されたか確認できなかった。	②指定管理業務において、基本協定書に規定のある関係書類の提出について、解釈の誤りにより構成員全てからの提出ができていなかった。今後は、基本協定書の規定を遵守するとともに担当者及びそれ以外のもので多重チェックを行う。
（２）令和３年度の宮崎市自然休養村センター及び椿山自然公園の自動販売機（建物）設置に係る行政財産目的外使用許可について、宮崎市行政財産使用料条例により「建物を使用するものに係る使用料の額は、この表の規定により算定した額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。」と規定されているにもかかわらず、100 分の 110 を乗じない額で使用料を算定し、過少に徴収していた。 【宮崎市自然休養村センター①】 （正）（8,330 円＋8,330 円×0.1）×110／100 ＝10,079 円 （誤）8,330 円＋8,330 円×0.1 ＝ 9,163 円	（２）自動販売機設置に係る行政財産使用料について、建物内の自動販売機については算定に使う係数が異なり、過少に算定した額を徴収していた。 誤った年度の使用料については、遡って是正し徴収するために、設置者に対して経緯を丁寧に説明を行ったうえで、手続きを進めているところである。年度内には完結する予定としている。 今後は、条例の規定を自己判断せ

差額　916円 【宮崎市自然休養村センター②～④】 （正）8,330円×110/100＝9,163円 （誤）8,330円 差額　833円 【椿山自然公園】 （正）8,330円×110/100＝9,163円 （誤）8,330円 差額　833円	ず関係部署と連携をし間違いが発生しないよう多重チェックを行うこととした。
（３）令和３年度野生鳥獣被害防止組織支援事業補助金（捕獲補助）の変更支出負担行為書について、副市長専決事項であるにもかかわらず、部長までの決裁としていた。また、財政課長までの合議が必要であるにもかかわらず、財政係長までの合議としていた。 支出負担行為額：3,000,000円 変更支出負担行為額：1,160,000円	（３）事務決裁規定等の関係法令の確認が不十分であった。 負担行為などの財務関係の処理については、研修等により関係法令を再認識し、今後は適正な事務処理を行う
（農村整備課） （１）令和３年度正蓮寺排水機場１・２号ポンプ用エンジン速度検出器修繕に係る契約保証金について、宮崎市財務規則第105条第１項第３号適用により免除する場合は、過去２カ年の間に完了した工事実績が記載された工事履行届が必要であるにもかかわらず、それ以前に完了した工事実績が記載されたものを受領していた。	（１）相手方は当該施設の製造・設置メーカーで、確実に履行実績があるため、書類の精査が不十分であった。 不備書類を補完するため、履行実績がわかる財務システムの写しを添付した。 また、リスク低減のために使用しているチェックシートに、履行届に関する項目を追加し、課内全職員に周知を行った。
（市場課） （１）令和３年度の市場内工事に伴う電気使用料について、使用量を誤って算定し、過少に徴収していた。 （正）８ｋｗｈ×20.39円＝163円 （誤）７ｋｗｈ×20.39円＝142円 差額　21円	（１）差額21円については、すでに相手方に請求し、10月16日に収納済みである。 今後は、再発防止のため複数の職員による検算および確認を行う。

令和４年１１月２９日

宮崎市監査委員　　殿

宮崎市長　　清山　知憲　㊞